

## 第9章 スポーツ・文化活動等の充実

- ① 障害者市民を対象としたスポーツ・各種講座の実施、全市民が対象となっているスポーツ・各種講座への障害者市民の参加支援、スポーツ・文化鑑賞のための支援等、あらゆる角度からのスポーツ・各種講座への参加を促進するため、市立施設のバリアフリー化を進めるとともに、指導員・ボランティア育成等の人的支援の充実に努めます。

また、民間事業者に対してもこれらについて協力を働きかけるとともに、近隣市町村との連携によるスポーツ・文化施設の相互利用の実施等について検討します。

### 《行動目標》

- ◎ 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進
- ◎ 民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ

- ② バリアフリースポーツを推進するとともに、ニュースポーツの普及を図るため、講習会等を実施し、市が開催するイベント等においても積極的に取り入れていきます。

### 《行動目標》

- ◎ 障害者市民がスポーツに参加する機会の確保
  - ・ 障害者市民等を対象としたスポーツ教室の開催
  - ・ 各種スポーツ教室における点字資料の提供・手話通訳者の配置等参加支援策の実施
  - ・ 市立スポーツ施設使用料の減免
  - ・ 民間温水プール利用料の割引

- ③ 障害者市民が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加するに当たっては、個々の障害特性に応じ、コミュニケーション・情報取得・身体介助等の支援が必要となる場合があります。市が主催する事業においては、これらの点に配慮し、障害の種別や程度等にかかわらず障害者市民の参加機会が確保されるよう努めます。また、障害者市民を対象とする事業についても、必要に応じて実施します。

### 《行動目標》

- ◎ 障害者市民が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保
  - ・ 市立障害者福祉センター「ささゆり園」における各種教室の開催
  - ・ 各種講座における点字資料の提供・手話通訳者の配置等参加支援策の実施
  - ・ 市立生涯学習施設・文化ホール使用料の減免